桑折町新婚世帯家賃支援事業補助金　Ｑ＆Ａ

令和3年3月1日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | Q | A |
| １ | 補助対象者はどんな人が該当しますか？ | 【補助対象要件】  町内の賃貸住宅を借上げ、居住している新婚夫婦（申請日において、婚姻の届出をしてから1年以内の夫婦）で、次の要件を全て満たす人とします。  ⑴申請者本人または配偶者が申請日において45歳未満である人  ⑵申請者本人または配偶者が、町内の賃貸住宅の賃貸借契約締結者である人  ⑶世帯全員が、対象の賃貸住宅の所在地に住民登録をしている人  ⑷家賃を月額30,000円以上支払い、未納がない人  ⑸申請日の属する年度の前年度において、世帯全員が、納付すべき市町村民税に未納がない人  ⑹世帯全員が、暴力団員（桑折町暴力団排除条例（平成23年桑折町条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当しないこと  ⑺生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていない人 |
| ２ | 補助金の支給期間はいつまでですか？ | 原則、申請のあった翌月から最長で24月までとなります。ただし、途中で「１」の要件を満たさなくなった場合は、その月までとなります。 |
| ３ | 賃貸住宅とはどのような住宅ですか？ | 賃貸借契約を締結して借り上げる住宅とします。ただし、家賃が月額30,000円以上であることが要件です。 |
| ４ | 駐車場の使用料は家賃に含まれますか？ | 含まれません。家賃は、共益費や管理費、駐車場使用料その他の直接住宅の賃借料と認められないものを除いた月額のこととします。 |
| ５ | 親族が所有する賃貸住宅に居住する場合は対象となりますか？ | 書面にて賃貸借契約を締結していれば対象となります。 |
| ６ | 交付決定後に離婚した場合はどうなりますか？ | 補助対象要件を満たさなくなりますので、原則離婚の事実が発生した月までの補助金を交付することとなり、以降は対象外となります。 |
| ７ | 離婚後に再婚した場合はどうなりますか？ | 「１」の要件を満たしていれば、新たに対象世帯となります。 |
| ８ | 交付決定後に町内の別のアパートに引っ越した場合はどうなりますか？ | 「１」の要件を満たしていれば、継続して対象世帯となりますが、変更申請書を提出していただくこととなります。 |
| ９ | 世帯主が単身赴任になった場合はどうなりますか？ | 世帯全員の住民登録が当町にあり、単身赴任者がある程度世帯員と生活を共にしていれば対象です。しかし、単身赴任に伴う町外への住民票の異動がある場合は対象外となります。 |
| 10 | 補助金の交付方法を教えてください。 | 交付決定期間内であれば、毎年度3月31日までに実績報告書を提出してください。報告書の内容をもとに、確定通知を送付しますので、その後請求書を提出してもらうこととなり、ご指定の口座へ補助金をお振込みします。 |
| 11 | 補助金の額はどのように決まりますか？ | 補助金の額は、家賃月額から勤務先から毎月支給される住宅手当等を差し引いた額の1/2の額から月額を算出して決定します。 |
| 12 | 次年度以降も交付申請が必要ですか？ | 交付申請は不要です。しかし、「10」のとおり実績報告書と請求書の提出は必要となります。 |
| 13 | 在職証明書兼住宅手当支給額証明書は夫婦それぞれの提出が必要ですか？ | 夫婦それぞれの提出が必要です。ただし、自営業の人や就業していない人は提出は不要です。 |

【補助金の交付例】

○2021年5月に結婚し、6月に賃貸住宅に居住。6月20日に交付申請を行った場合。

→

・6月途中で申請があった場合、交付決定期間は、2021年7月～2023年6月（24月）となります。

　　3ヶ月分

　　12ヶ月分

　　9ヶ月分

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |
| 2021年  5月結婚  2021年  6月賃貸住宅居住・交付申請 | 2021年  7月交付決定・対象期間開始 | 2022年  3月31日まで実績報告、請求書の提出 | 2023年  3月31日まで実績報告、請求書の提出 | 2023年  6月期間満了・実績報告、請求書の提出 |